

栃木県教育委員会 教育長様
教育委員様

非公開審議の会議録記載を求める要望書

2025 年 4 月 24 日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子

綾部祥一郎 中村晋輔

住所 231-0021 横浜市中区日本大通 17 J P R 横浜日本
大通ビル 8 階 横浜合同法律事務所内

E-mail; kana-ombuds@nifty.com

電話連絡先 090-9293-8446 (佐藤)

要望項目

- 1, 教育委員会会議において、非公開で審議・採決した案件についても、公開審議案件と同様に会議録に記載するよう、早急に改善することを要望します。

要望理由

当オンブズマンでは、「開かれた教育」を求めて、都道府県及び政令市と、神奈川県内の全教育委員会計 97 ヲ所を対象に、教育委員会会議の運営や記録に関する公開度調査を数年ごとに行っております。貴教育委員会からも、毎回ご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

4 回目の調査として、2023 年度及び 2024 年度 10 月末までの期間について、2024 年 11 月に「教育委員会会議の公開度に関する調査」を行いました。その結果、貴教育委員会のご回答において、早急に改善していただきたい事項がございました。

今回調査の質問 9 で、非公開となった案件の審議部分を記録しているかどうかを質問したところ、97 教育委員会中、84 教育委員会は、審議の公開・非公開に関わらず会議録を作成しました。しかし貴教育委員会を含む 13 教育委員会は、非公開とされた案件の審議部分は、会議録に記載していないとの回答でした。

教育委員会会議録に記載されていない部分ができるというのは、問題があります。例えば、試験問題や選考基準などのように、審議時点では会議の非公開が妥当であっても、時間が経過すれば公開可能な案件もあり、人事などの個人情報が含まれる案件であっても、当事者が本人情報開示請求すれば一部開示可能な情報もあると思われるからです。また、冒頭で非公開審議とされた案件は審議順を最後に回し、別に記載する等の工夫をすれば、記載や保存の事務処理も簡単にはずです。

「地方教育行政の組織と運営に関する法律」においても公文書管理法においても、行政運営に際しては記録を残し、説明責任を果たすよう求めています。会議の公開・非公開にかかわらず、また会議録の情報公開・非公開にかかわらず、意思決定過程等を合理的に跡付け、または検証できるよう文書作成を行うのは、行政の当然の責務のはずです。非公開案件の審議部分については記録を作成しないとしている 13 教育委員会は、行政文書作成についての基本的理解が不十分であるといわざるをえません、

教育委員会会議は、地方教育行政の中で最も重要な会議であるだけに、記録を残さない理由はないはずでず。また、不記載は、安易に非公開案件指定を拡大しているとの疑いを市民から抱かれかねません。非公開とした判断自体の検証のためにも、記録は不可欠です。

審議記録として、公開案件と同様に、非公開案件の会議録を作成するようにしてください。

以上

<提出先>・栃木県・石川県・和歌山県・福岡県・岡山市・三浦市・平塚市・大和市・伊勢原市・寒川町・大磯町・松田町・清川村